

令和2年11月20日

横浜市内 居宅介護支援事業所
通所介護事業所
地域密着型通所介護事業所
認知症対応型通所介護事業所

運営法人代表者 様

管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

通所介護事業所における宿泊サービスの提供について

横浜市では、指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に「宿泊サービス」を提供する場合の人員、設備及び運営に関する指針「横浜市における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針（健介事第661号）」において、宿泊サービスを提供する目的及び対象について以下のとおり定めています。

（以下、指針より抜粋）

3 宿泊サービスの提供

（1）宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供すること。

（2）宿泊サービス事業者は、（1）の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること。

なお、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討すること。

しかしながら、宿泊サービスの利用者の中には、連続した利用が長期間継続しているなど、本来の宿泊サービスの利用目的に沿ったものではないと思われるケースが見られます。

また、通所介護事業所では複数の通いの利用者及び職員が同じ空間を共有するため、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の集団感染の恐れがあるとともに、宿泊サービスの利用者及び職員は長時間同じ空間で寝食を共にすることになるため、さらに感染リスクが高くなります。

宿泊サービスの利用にあたっては、居宅介護支援事業所と通所介護事業所が密接に連携を図った上で、その利用が本来の目的に沿ったものであるか否かを改めてご確認いただき、必要に応じて他の介護保険サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特養・老健やGHなどの高齢者施設への入所等）への変更等をご検討いただくようお願いいたします。